

議案第 63 号

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿見町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「第7条第1項」を「次条第1項」に改め、「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であつて」を加え、「地域」を「もの」に改め、同項第1号中「及び助言」を「、助言」に改め、「支援」の次に「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)」を加え、「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同項を同条第7項とし、同条中

第4項を第6項とし、第2項及び第3項を削り、第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

第10条ただし書を削る。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第14条第2項中「職員」を「、職員」に改める。

第16条第2項第3号中「前2号」を「離島その他の地域であって、前2号」に、「地域」を「もの」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育て

に関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第37条第5号中「居宅訪問型保育事業」を「離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業」に、「地域」を「もの」に改める。

第40条ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であって」を加え、「地域」を「もの」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等(」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、「10年」を「15年」に改める。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に改め、「保育士の数(」を削り、「ないと」を「ないものと」に、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

(阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和7年阿見町条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「保育に直接従事する職員」を「保育士及び保育従事者」に、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある

ときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は公布の日から、第1条中第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。
(児童福祉法の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
（最低基準の目的） 第2条 最低基準は、町長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号）の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合_____ _____にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項	（最低基準の目的） 第2条 最低基準は、町長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号）の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合_____にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項	

改正前	改正後	備考
までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項_____ _____に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、_____、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める<u>地域</u>において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談<u>及び助言</u>その他の保育の内容に関する支援_____を行うこと。	までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)</u>を行う事業者(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。))<u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項</u>)に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、<u>離島その他の地域であつて</u>、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める<u>もの</u>において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、<u>助言</u>その他の保育の内容に関する支援(<u>次項において「保育内容支援」という。)</u><u>を実施する</u>を行うこと。	

改正前	改正後	備考
(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等_____により _____により 保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 (新設)	(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化さ	

改正前	改正後	備考
(新設)	<u>れていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者 との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	
(新設)		

改正前	改正後	備考
(新設) 2 <u>町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が</u>	(2) <u>町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者</u> (削る)	

改正前	改正後	備考
なければならない。 (1)・(2) (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条 削除	なければならない。 (1)・(2) (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。_____ _____ (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴	

改正前	改正後	備考
(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>職員</u>に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3～5 (略) (食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2) (略) (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規	<u>力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員</u>に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3～5 (略) (食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2) (略) (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規	

改正前	改正後	備考
定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が<u>前2号</u>_____に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認める<u>地域</u>において家庭的保育事業等を行う場合に限る。） (4) (略) (家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員_____ — (7)～(11) (略) (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。	定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が<u>離島その他の地域であって、前2号</u>に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認める<u>もの</u>において家庭的保育事業等を行う場合に限る。） (4) (略) (家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</u> (7)～(11) (略) (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。	

改正前	改正後	備考
(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)	(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号<u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>（以下「看護師等」という。）</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関</u>	

改正前	改正後	備考
(新設) (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)	<u>する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小</u>	

改正前	改正後	備考
(新設) (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法<u>第6条の3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>居宅訪問型保育事業</u>以外 の家庭的保育事業等の確保が困難であると町が認める<u>地域</u>において行う保育	<u>規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法<u>第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業</u>以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると町が認める<u>も</u> <u>の</u>において行う保育	

改正前	改正後	備考
(居宅訪問型保育連携施設) 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし_____、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認める<u>地域</u>において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 (職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)	(居宅訪問型保育連携施設) 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、<u>離島その他の地域であって</u>、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認める<u>もの</u>において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 (職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>_____を1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当</u>	

改正前	改正後	備考
(新設) (職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)	<u>該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規</u>	

改正前	改正後	備考
(新設) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（_____特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園	<u>模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び</u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園	

改正前	改正後	備考
(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等_____が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>保育士の数</u>(前2条の規定の適用が<u>ない</u>と_____した場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される<u>ものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。	(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(<u>満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(<u>第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項</u>_____又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、_____前2条の規定の適用が<u>ないもの</u>とした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される<u>保育士の数</u>_____の3分の2以上、置かなければならない。	

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年条例第19号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
附 則 (経過措置) 2 <u>保育に直接従事する職員</u>の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u> _____、この条例による改正後の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 _____ は、適用しない。 この場合において、この条例による改正前の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 _____ は、この条例の施行日以後も、なおその効力を有する。	附 則 (経過措置) 2 <u>保育士及び保育従事者</u>の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日まで</u> <u>の間</u>、この条例による改正後の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 <u>(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u> は、適用しない。 この場合において、この条例による改正前の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 <u>(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u> は、この条例の施行日以後も、なおその効力を有する。 3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この	

改正前	改正後	備考
	<u>場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u> は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	

議案第 63 号説明資料

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

【改正の理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「基準省令」という。）の一部が改正されたことに伴い、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等について、基準省令に準じた改正を行う。

【主な改正内容】

○第 1 条

（阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

主な改正の一点目は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の一部施行により、「満 3 歳以上限定小規模保育事業」を創設することに伴い、これに関する基準の整備等を行うもの。（第 2 条、6 条ほか）

小規模保育事業とは、満 3 歳未満の児童を保育することを目的とする施設（利用定員が 6 人以上 19 人以下）で保育を行う事業で、当町では 3 施設が開設している。今回の改正により、満 3 歳未満の児童を保育する事業は「満 3 歳未満等小規模保育事業」となり、新たに創設された、満 3 歳以上の児童を保育する事業は「満 3 歳以上限定小規模保育事業」となる。

今回の改正は、地域の実情を勘案し必要に応じて「満 3 歳以上限定小規模保育事業」を実施出来るようにするもので、実施予定が無い自治体も基準省令に準じた改正を行うもの。

当町においては、既設の保育所、保育園、認定こども園において満 3 歳以上児の保育が可能のため、当事業の実施予定は無い。

主な改正の二点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、「保育所・小規模保育事業所等における理学療法士等の配置に関する特例基準」が定められたことにより、所要の改正を行うもの。（第 29 条、31 条、44 条、47 条）

内容としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等の専門知識を持つ職員を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとするもので、保育所・小規模保育事業所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入に対応するもの。

主な改正の三点目は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）により、家庭的保育事業者等においても従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられることから、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するもの。（第 13 条）

○第 2 条

(阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

令和 7 年の改正で、「満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童」を保育する保育士の数は、これまでの「20 人に 1 人」から「15 人に 1 人」に改正された。ただし、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは「当分の間」適用しない経過措置となっていたが、今回、「当分の間」を「令和 10 年 3 月 31 日までの間」に改正するもの。

また、同様に「満 4 歳以上の児童」については、これまでの「30 人に 1 人」から「25 人に 1 人」に改正され、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは「当分の間」適用しない経過措置となっていたが、こちらについては引き続き「当分の間」とするもの。

※現在阿見町では満 3 歳以上の幼児を預かる家庭的保育事業等は存在しないが、基準省令においては満 3 歳以上の最低基準が市町村の従うべき基準として規定されていることから、阿見町条例においても基準省令に準じた改正を行う。

○附則（施行期日について）

- ・ 条例の基準となる省令の改正は令和 8 年 4 月 1 日に既に施行されているが、児童福祉法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 3 条第 4 項の経過措置を適用する場合は、同日から起算して 1 年を経過するまでの間は、基準省令の定めを条例で定められた基準とみなすことができる。当町は現在、経過措置により対応しているが、当該経過措置の適用期間の終期を、この条例の公布の日とすることから、この条例は公布の日の翌日から施行することとなる。
- ・ 第 1 条中第 13 条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の施行の日である令和 8 年 12 月 25 日となる。